

山形県公報

平成17年9月20日(火) 第1678号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次

告 示

	·	 		· (都市計画課 (同 (同	!) 同)1032) 同
見路の区域の変更 県道の供用の開始			-		-
県営住宅入居者の一般を	公	告			

亦

山形県告示第819号

0

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。 平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

	事業業					名		地		区 名			工事完了年月日						
_	Ŕ	设	農		道	整		備	事	Ē.	業	上			野			Щ	平成15年3月27日
農	林漁	業人	用揮	発油	税則	財源	身替	農	道整	備事	業	羽		黒		南		部	平成16年10月20日
農	林漁	業人	用揮	発油	税!	財源	身替	農	道整	備事	業	菱						沼	平成16年12月22日
水	田	農	業	振	興	緊	急	整	備	事	業	遊						佐	平成16年 5 月20日

山形県告示第820号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 酒田都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・6号光ヶ丘上安町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 酒田市大字牧曽根字西新ラ田及び字前田並びに大字中野曽根字小境地地内

- (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成17年9月21日から同年10月4日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第821号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 酒田都市計画道路
 - (2) 名 称 3・2・2号豊里十里塚線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 酒田市上本町及び本町一丁目地内
 - (2) 削除する部分 酒田市上本町地内
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成17年9月21日から同年10月4日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第822号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 寒河江都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・11号柴橋日田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 寒河江市本町三丁目地内
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成17年9月21日から同年10月4日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課並びに寒河江市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第823号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月20日から同年10月4日まで縦覧に供する。

平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小浜猪子線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
東田川郡三川町大字猪子字大堰端33 同 34	1番1から 4番1まで	IΒ	17.6 メートル ~ 15.9	180	メートル
同	上	新	20.3 メートル ~ 15.9	同上	

山形県告示第824号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月20日から同年10月4日まで縦覧に供する。

平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 小浜猪子線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字猪子字大堰端331番1から

同 344番1まで

3 供用開始の期日 平成17年9月20日

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年9月20日

山形県知事 齋 藤 弘

		摘要	巨旨声								
		敷金	3月分	か相を買用を	版 (O						1
		収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者	42,300	46,000	51,300	56,600	29,500	48,000	50,100	51,300	37,200
	疤	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	36,900	40,100	44,700	49,300	25,600	41,800	43,600	44,700	32,400
		収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	31,900	34,700	38,700	42,700	22,200	36,200	37,800	38,700	28,100
		収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	27,600	30,100	33,500	37,000	19,200	31,300	32,700	33,500	24,300
	₩	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	23,400	25,400	28,300	31,300	16,300	26,500	27,700	28,400	20,500
		収入が 123,000円 以下の者	19,300	20,900	23,400	25,800	13,400	21,800	22,800	23,400	16,900
		区分	特定目的用 (高齡·身障者用)		一般用			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
		な「関数を	-	1	1	1	1	1	-	1	2
	格	1戸当たり 住戸専用 面 積	60.3	61.5	74.0	75.6	55.7	2.89	6.69	72.9	62.6
	羪	住宅形式	2 D K		3 D K				<u> </u>		▣
÷		所在地	米沢市太田町五 丁目 1 - 10	同 春日五丁 目 2 - 43	同 太田町五 丁目1-10	同 春日五丁 目 2 - 43	同 中 田 町 901 - 2	同 中央七丁 目5-77	同 中田町658-3	同 相生町 7 - 65	東置賜郡高畠町 福沢南21 - 2
県営住宅の名称等		名	県営太田町アパ -ト4号	同 春日アパー ト3号	同 太田町アパ -ト1号	同 春日アパー ト3号	同 中田第2ア パート2号	同 米沢中央アパート1号	同 中田第1ア パート3号	同 相生アパー ト2号	同 糠野目第2アパート
_											

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (1) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (11) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又 は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても 選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成17年10月3日から同月7日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(置賜事務所)
- 5 入居の時期 平成17年12月上旬

平成17年9月20日印刷 平成17年9月20日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)